

## 外国人造船就労者受入事業に関する告示

### 第1 目的

高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに地域経済に大きく貢献している造船業が、急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、造船業と人材の相互流動が大きい建設分野における外国人材の活用促進に係る緊急かつ時限的な措置について、造船分野においても同様の措置を講じることが「日本再興戦略」改訂2014において閣議決定（平成26年6月24日）されている。

これを受け、本告示は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人造船就労者の受入を行う外国人造船就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### 第2 用語

この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「造船分野技能実習」とは、別表第1に掲げる職種及び作業（造船事業者が実習実施者（出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）第3条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「旧基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第5号に規定する実習実施機関を含む。以下同じ。）である場合に限る。）並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が実習実施者である場合に限る。）に係る第二号技能実習（技能実習法附則第12条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号の活動及び入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格（技能実習特定活動（施行規則附則第2条第2項第2号に規定する技能実習特定活動をいう。）を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。以下同じ。）又は第三号技能実習をいう。
- 2 「外国人造船就労者」とは、造船分野技能実習を修了した者であって、3に規定する受入造船企業又は4に規定する企業単独型受入造船企業との雇用契約に基づく労働者として6に規定する造船特定活動又は7に規定する企業単独型造船特定活動に従事する者をいう。
- 3 「受入造船企業」とは、技能実習（旧入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を含む。以下同じ。）の実習実施者として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5の2に規定する適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて造船特定活動に従事させるものをいう。
- 4 「企業単独型受入造船企業」とは、技能実習の実習実施者として造船分野技能実習を実

施したことがある事業者のうち、第5の4に規定する企業単独型適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて企業単独型造船特定活動に従事させるものをいう。

- 5 「特定監理団体」とは、監理団体（旧基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号ロの項」という。）の下欄第6号に規定する監理団体を含む。以下同じ。）として技能実習生（旧入管法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって在留する者を含む。）の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第4の認定を受け、6に規定する造船特定活動の監理を行うものをいう。
- 6 「造船特定活動」とは、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人造船就労者が受入造船企業との雇用契約に基づいて行う入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。
- 7 「企業単独型造船特定活動」とは、企業単独型受入造船企業の外国にある事業所の職員である外国人造船就労者又は企業単独型受入造船企業と事業上の関係を有する外国の公私の機関であって次のいずれかに該当するものの外国にある事業所の職員である外国人造船就労者が、当該企業単独型受入造船企業との雇用契約に基づいて当該企業単独型受入造船企業の本邦にある事業所の業務に従事して行う入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。
  - (1) 当該企業単独型受入造船企業と引き続き1年以上の国際取引の実績又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関
  - (2) (1)に掲げるもののほか、当該企業単独型受入造船企業と国際的な業務上の提携を行っていることその他の国土交通省が別に定める事業上の関係を有する機関

### 第3 外国人造船就労者の要件

外国人造船就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 1 造船分野技能実習に概ね2年間従事したことがあること。
- 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。

### 第4 特定監理団体の認定

- 1 監理団体は、国土交通大臣に特定監理団体の認定を申請することができる。
- 2 国土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、特定監理団体の認定をすることができる。
  - (1) 過去5年間に監理団体として2年以上適正に造船分野技能実習を監理した実績があること。
  - (2) 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（技能実習第1号イの項の下欄第18号に掲げる不正行為、技能実習第1号ロの項の下欄第16号に掲げる不正行為及び別表第2に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行っていないこと。
  - (3) 過去5年間に技能実習法第36条第1項の規定による改善命令及び同法第37条第1項の規定による許可の取消し（以下「監理許可の取消し等」という。）を受けていないこと。
  - (4) 入管法第73条の3の規定又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成29年政令第136号。以下「施行令」という。）第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがあ

る場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

- (5) 過去5年間に特定監理団体になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 法人であって、その役員等のうちに（6）に該当する者がいないこと。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。
- (9) 外国人造船就労者と受入造船企業との雇用契約に係るあっせんに関して、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条の規定に基づく有料職業紹介事業の許可若しくは第33条第1項の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を受け、又は同法第33条の3第1項の規定に基づく無料職業紹介事業の届出を行っていること。
- (10) 外国人造船就労者の受入れに関し、受入造船企業に対し適切に指導及び監督を行うことができる体制を有していること。
- (11) 受入造船企業に対する監査を含む監理のための人員が確保されていること。
- (12) 外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関（外国人造船就労者になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいう。以下同じ。）、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。
- (13) 特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人造船就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び用途を明示するとともに、外国人造船就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

## 第5 受入造船企業及び企業単独型受入造船企業並びに適正監理計画及び企業単独型適正監理計画

1 受入造船企業になろうとする者は、第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人造船就労者の適正な監理に関する計画（以下「適正監理計画」という。）を策定し、受入造船企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請しなければならない。適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 受入造船企業になろうとする者に関する事項
- (2) 受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項
  - ① 修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称
  - ② 人数
  - ③ 就労させる場所
  - ④ 従事させる業務の内容
  - ⑤ 従事させる期間
  - ⑥ 帰国期間（一時帰国の期間を含む。）
  - ⑦ 報酬予定額
  - ⑧ 技能の向上を図るための方策
- (3) 外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

- (4) 外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項
  - (5) 在留中の住居の確保に関する事項
  - (6) 長期休暇の取得に関する事項
  - (7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項
  - (8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
  - (9) 外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
  - (10) 外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
  - (11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
  - (12) 送出し機関に関する事項
  - (13) 第9の6の国土交通省の監査、第9の8の国土交通大臣が外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めた場合における国土交通大臣による報告の要求及び必要な措置、第9の9の国土交通大臣による立入検査及び第9の10の国土交通大臣による外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示に対する適切な対応に関する事項
- 2 国土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすることができる。
- (1) 受入造船企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも満たしているとき。
    - ① 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項第1号若しくは第2号の届出を行っていること若しくは小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること又はこれらの届出を行っている者若しくは登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものであること。
    - ② 過去5年間に造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことがないこと。
    - ③ 過去5年間に造船法第7条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた者については当該勧告等に対して必要な改善措置が講じられていること。
    - ④ 過去5年間に小型船造船業法第17条第1項（同項第2号については同法第7条第1項第1号及び第4号の規定に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しを受けていないこと。
    - ⑤ 過去5年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
    - ⑥ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
    - ⑦ 造船特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。
    - ⑧ 第6の4の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。
    - ⑨ 過去5年間に2年以上造船分野技能実習を適正に実施した実績があること。
    - ⑩ 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
    - ⑪ 過去5年間に技能実習法第15条第1項の規定による改善命令及び同法第16条第1項の規定による認定の取消し（以下「実習認定の取消し等」という。）を受けていないこと。
    - ⑫ 入管法第73条の3の規定又は施行令第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

⑬ 過去5年間に受入造船企業になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。

⑭ 受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年間に非自発的に離職させていないこと。

(2) 1 (2) ②の人数が受入造船企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。

(3) 1 (2) ⑤の期間が2年間(外国人造船就労者が第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、3年間)を超えないこと。ただし、第二号技能実習又は第三号技能実習の修了後引き続き造船特定活動を開始してから1年以内に造船特定活動を休止して1年以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している造船特定活動を再開する予定である場合の一時帰国の期間は含まないものとする。

(4) 第二号技能実習を修了した者が造船特定活動に従事する場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

① 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから造船特定活動を開始するものであること。

② 第二号技能実習の修了後引き続き造船特定活動を開始してから1年以内に造船特定活動を休止して国籍又は住所を有する国に1年以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している造船特定活動を再開するものであること。

(5) 第三号技能実習を修了した者が造船特定活動に従事する場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

① 第三号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから造船特定活動を開始するものであること(②に該当する場合を除く。)

② 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから第三号技能実習を開始し、かつ、当該第三号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから造船特定活動を開始するものであること。

③ 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから第三号技能実習を開始し、かつ、当該第三号技能実習の修了後引き続き造船特定活動を開始してから1年以内に造船特定活動を休止して1年以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している造船特定活動を再開するものであること。

(6) 1 (2) ⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

(7) (2) から(6)までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

(8) 外国人造船就労者(家族その他密接な関係を有する者を含む。)がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金(名目のいかんを問わない。)を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金(名目のいかんを問わない。)を定める契約等が締結されないこと。

3 企業単独型受入造船企業になろうとする者は、企業単独型造船特定活動における外国人造船就労者の適正な監理に関する計画(以下「企業単独型適正監理計画」という。)を策定し、国土交通大臣に認定を申請しなければならない。企業単独型適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 企業単独型受入造船企業になろうとする者に関する事項
  - (2) 受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項
    - ① 修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称
    - ② 人数
    - ③ 就労させる場所
    - ④ 従事させる業務の内容
    - ⑤ 従事させる期間
    - ⑥ 帰国期間
    - ⑦ 報酬予定額
    - ⑧ 技能の向上を図るための方策
  - (3) 外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項
  - (4) 外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項
  - (5) 在留中の住居の確保に関する事項
  - (6) 長期休暇の取得に関する事項
  - (7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項
  - (8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
  - (9) 外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに確認の実施に関する事項
  - (10) 外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
  - (11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
  - (12) 送出し機関に関する事項
  - (13) 第9の15の国土交通省の監査、第9の17の国土交通大臣が外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めた場合における国土交通大臣による報告の要求及び必要な措置、第9の18の国土交通大臣による立入検査及び第9の19の国土交通大臣による外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示に対する適切な対応に関する事項
- 4 国土交通大臣は、3の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る企業単独型適正監理計画の認定をすることができる。
- (1) 企業単独型受入造船企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも満たしているとき。
    - ① 造船法第6条第1項第1号若しくは第2号の届出を行っていること若しくは小型船造船業法第4条の登録を受けていること、又はこれらの届出を行っている者若しくは登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものであること。
    - ② 過去5年間に造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことがないこと。
    - ③ 過去5年間に造船法第7条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた者については当該勧告等に対して必要な改善措置が講じられていること。
    - ④ 過去5年間に小型船造船業法第17条第1項（同項第2号については同法第7条第1項第1号及び第4号の規定に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しを受けていないこと。
    - ⑤ 過去5年間に企業単独型受入造船企業が雇用する労働者に対する労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

- ⑥ 労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置が講じられていること。
  - ⑦ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
  - ⑧ 企業単独型造船特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。
  - ⑨ 第7の4の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。
  - ⑩ 過去5年間に2年以上造船分野技能実習を適正に実施した実績があること。
  - ⑪ 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
  - ⑫ 過去5年間に実習認定の取消し等を受けていないこと。
  - ⑬ 入管法第73条の3の規定又は施行令第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
  - ⑭ 過去5年間に企業単独型受入造船企業になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。
  - ⑮ 受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年間に非自発的に離職させていないこと。
- (2) 3 (2) ②の人数が企業単独型受入造船企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。
- (3) 3 (2) ⑤の期間が2年間（外国人造船就労者が第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、3年間）を超えないこと。ただし、第二号技能実習又は第三号技能実習の修了後引き続き企業単独型造船特定活動を開始してから1年以内に企業単独型造船特定活動を休止して1月以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している企業単独型造船特定活動を再開する予定である場合の一時帰国の期間は含まないものとする。
- (4) 第二号技能実習を修了した者が企業単独型造船特定活動に従事する場合にあっては次のいずれかに該当すること。
- ① 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1月以上帰国してから企業単独型造船特定活動を開始するものであること。
  - ② 第二号技能実習の修了後引き続き企業単独型造船特定活動への従事を開始してから1年以内に企業単独型造船特定活動を休止して国籍又は住所を有する国に1月以上1年未満の期間一時帰国した後、休止している企業単独型造船特定活動を再開するものであること。
- (5) 第三号技能実習を修了した者が企業単独型造船特定活動に従事する場合にあっては、次のいずれかに該当すること。
- ① 第三号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから企業単独型造船特定活動を開始するものであること（②に該当する場合を除く。）。
  - ② 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから第三号技能実習を開始し、かつ、当該第三号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1月以上帰国してから企業単独型造船特定活動を開始するものであること。
  - ③ 第二号技能実習の修了後国籍又は住所を有する国に1年以上帰国してから第三号技能実習を開始し、かつ、当該第三号技能実習の修了後引き続き企業単独型造船特定活動を開始してから1年以内に造船特定活動を休止して1月以上1年未満の

期間一時帰国した後、休止している企業単独型造船特定活動を再開するものであること。

- (6) 3(2)⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
  - (7) (2)から(6)までに定めるもののほか、企業単独型適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。
  - (8) 外国人造船就労者(家族その他密接な関係を有する者を含む。)がその者の企業単独型造船特定活動に関連して、送出し機関、企業単独型受入造船企業となろうとする者から保証金(名目のいかんを問わない。)を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金(名目のいかんを問わない。)を定める契約等が締結されないこと。
- 5 2の認定を受けた受入造船企業又は4の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、当該認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- 6 2の認定を受けた受入造船企業又は4の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、5のただし書に定める適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 7 2及び4の規定は、5の認定について準用する。

## 第6 造船特定活動の実施

- 1 特定監理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 受入造船企業に対して監査、指導及び監督を行うこと。
  - (2) 外国人造船就労者をあっせんすること。
  - (3) 外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。
  - (4) 定期的に外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を行うこと。
  - (5) 相談員を配置し、外国人造船就労者の生活、労働等(転職を含む。)に係る相談に対応すること。
  - (6) 第11の2及び4の帰国担保措置をとること。
  - (7) 第12の造船特定活動の継続が不可能となった場合に必要な措置をとること。
  - (8) 第14の1から3までの関係機関に対する報告を行うこと。
  - (9) 国土交通省、地方出入国在留管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力すること。
  - (10) 外国人造船就労者の受入れに関する文書を作成し備え付け、造船特定活動終了後3年間保存すること。
- 2 受入造船企業は、外国人造船就労者を受け入れたときは、当該外国人造船就労者が造船特定活動への従事を開始した日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。
- 3 受入造船企業は、外国人造船就労者が退職したときは、その日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。
- 4 受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。

- 5 受入造船企業は、外国人造船就労者が造船特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実及び対応策を報告しなければならない。
- 6 受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。
- 7 受入造船企業は、外国人造船就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、造船特定活動終了後3年間保存しなければならない。
- 8 国土交通省は、造船特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体及び受入造船企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。

## 第7 企業単独型造船特定活動の実施

- 1 企業単独型受入造船企業は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。
  - (2) 定期的に外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を行うこと。
  - (3) 相談員を配置し、外国人造船就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応すること。
  - (4) 第11の3及び5の帰国担保措置をとること。
  - (5) 第14の4から6までの関係機関に対する報告を行うこと。
  - (6) 国土交通省、地方出入国在留管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力すること。
  - (7) 外国人造船就労者の受入れに関する文書を作成し備え付け、企業単独型造船特定活動終了後3年間保存すること。
- 2 企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者を受け入れたときは、当該外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動への従事を開始した日から2週間以内に、その旨を適正監理推進協議会に届け出なければならない。
- 3 企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が退職したときは、その日から2週間以内に、その旨を適正監理推進協議会に届け出なければならない。
- 4 企業単独型受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。
- 5 企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に当該事実及び対応策を報告しなければならない。
- 6 企業単独型受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に当該事実を報告しなければならない。
- 7 企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、企業単独型造船特定活動終了後3年間保存しなければならない。

- 8 国土交通省は、企業単独型造船特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、企業単独型受入造船企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。

#### 第8 適正監理推進協議会

- 1 国土交通省は、造船特定活動及び企業単独型造船特定活動の適正な実施に関し必要な事項の協議及び連絡調整を行うため、適正監理推進協議会を設置する。
- 2 適正監理推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 労働問題に関し学識経験を有する者
  - (2) 特定監理団体
  - (3) 造船事業者団体
  - (4) 企業単独型受入造船企業
  - (5) 国土交通省
  - (6) 法務省
  - (7) 厚生労働省
  - (8) その他の関係機関
- 3 特定監理団体は、第6の2及び3の届出を受けたときは、遅滞なく、適正監理推進協議会に報告しなければならない。
- 4 適正監理推進協議会の事務を処理させるため、国土交通省に事務局を置く。
- 5 この告示に定めるもののほか、適正監理推進協議会の運営に関し必要な事項は、適正監理推進協議会が定める。

#### 第9 監査及び指示

- 1 特定監理団体は、次に掲げる事項について、少なくとも3月に1回、受入造船企業の所在地に赴いて当該受入造船企業に対し監査を行い、その結果を国土交通省、受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとする。
  - (1) 適正監理計画の実施状況に関すること。
  - (2) 適正な労働条件の確保に関すること。
  - (3) 安全性の確保に関すること。
  - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること
  - (5) その他国土交通省が必要と認めること。
- 2 受入造船企業は、1の監査があったときは、特定監理団体に外国人造船就労者の受入状況を報告するものとする。
- 3 特定監理団体は、監査を実施したときは、その結果を踏まえ、適正監理計画に即した造船特定活動が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 4 特定監理団体は、受入造船企業による別表第2の不正行為を知った場合には、直ちに監査を行い、国土交通省、受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会にその結果を報告するものとする。
- 5 特定監理団体は、1又は4の監査を行うに当たっては、外国人造船就労者と面接を行い、造船特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 6 国土交通省は、必要と認めるときは、1の規定にかかわらず、受入造船企業に対し自ら監査を行い又は特定監理団体に監査を行うことを指示することができる。

- 7 受入造船企業は、1、4又は6の監査及び5の面接が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 8 国土交通大臣は、1、4又は6の監査において、外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について特定監理団体及び受入造船企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。
- 9 国土交通大臣は、すべての受入造船企業に対して、特に必要があると認めるときは、立入検査を行うことができる。
- 10 国土交通大臣は、造船特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、特定監理団体又は受入造船企業に対し、外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができる。
- 11 企業単独型受入造船企業は、少なくとも3月に1回、次に掲げる事項について自ら確認し、その結果を国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとする。
  - (1) 企業単独型適正監理計画の実施状況に関すること。
  - (2) 適正な労働条件の確保に関すること。
  - (3) 安全性の確保に関すること。
  - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること
  - (5) その他国土交通省が必要と認めること。
- 12 企業単独型受入造船企業は、11の確認を実施したときは、その結果を踏まえ、企業単独型適正監理計画に即した企業単独型造船特定活動が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 13 企業単独型受入造船企業は、別表第2の不正行為を知った場合には、直ちに自ら確認を行い、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会にその結果を報告するものとする。
- 14 企業単独型受入造船企業は、11又は13の確認を行うに当たっては、外国人造船就労者と面接を行い、企業単独型造船特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 15 国土交通省は、必要と認めるときは、11の規定にかかわらず、企業単独型受入造船企業に対し自ら監査を行うことができる。
- 16 企業単独型受入造船企業は、15の監査が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 17 国土交通大臣は、11若しくは13の確認、又は15の監査において、外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について企業単独型受入造船企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。
- 18 国土交通大臣は、すべての企業単独型受入造船企業に対して、特に必要があると認めるときは、立入検査を行うことができる。
- 19 国土交通大臣は、企業単独型造船特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、企業単独型受入造船企業に対し、外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができる。

#### 第10 外国人造船就労者との面接

- 1 特定監理団体は、第9の1又は4の監査を補完するため、必要と認めるときは外国人造船就労者と面接し、造船特定活動の実施状況等を確認するものとする。

- 2 受入造船企業は、1の面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。
- 3 企業単独型受入造船企業は、第9の11又は13の確認を補完するため、必要と認めるときは外国人造船就労者と面接し、企業単独型造船特定活動の実施状況等を確認するものとする。

#### 第11 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

- 1 受入造船企業は、外国人造船就労者が帰国旅費（4の一時帰国に要する旅費を除く。）を支弁できないときは当該帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 特定監理団体は、1の場合において、受入造船企業が帰国旅費を支弁できないときは、当該外国人造船就労者の帰国旅費を負担するものとする。
- 3 企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が帰国旅費（5の一時帰国に要する旅費を除く。）を支弁できないときは当該帰国旅費を負担しなければならない。
- 4 特定監理団体は、外国人就労者の第5の2（4）②又は（5）③の一時帰国に要する旅費を負担しなければならない。
- 5 企業単独型受入造船企業は、外国人就労者の第5の4（4）②又は（5）③の一時帰国に要する旅費を負担しなければならない。

#### 第12 造船特定活動の継続が不可能となった場合の措置

第13の1又は2の認定の取消があった場合のほか、特定監理団体又は受入造船企業に起因する理由により適正監理計画に従った造船特定活動の継続が不可能となった場合において、外国人造船就労者に責がなく、かつ、本人が継続して造船特定活動の実施を希望するときは、特定監理団体は、あらかじめ造船特定活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入造船企業を確保するよう努めるものとする。

#### 第13 認定の取消

- 1 国土交通大臣は、特定監理団体が次のいずれかに該当する場合には、特定監理団体の認定を取り消すものとする。
  - （1）第4の2の要件を満たさなくなった場合
  - （2）不正の手段により第4の2の認定を受けたことが判明した場合
  - （3）第4の2の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
  - （4）適正監理推進協議会から脱退した場合
  - （5）第9の8の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合
  - （6）第9の10の指示に従わない場合
  - （7）外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - （8）監理許可の取消し等を受けた場合
- 2 国土交通大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第5の2で規定する受入造船企業の適正監理計画の認定を取り消すものとする。
  - （1）受入造船企業が第5の2（1）の要件のいずれかを満たさなくなった場合
  - （2）第5の2（7）及び（8）のいずれかを満たさなくなった場合
  - （3）受入造船企業が不正の手段により第5の2の認定を受けたことが判明した場合
  - （4）第9の8の措置を講じたにもかかわらず受入造船企業において必要な改善が認められない場合
  - （5）受入造船企業が第9の9の国土交通大臣による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

- (6) 受入造船企業が第9の10の指示に従わない場合
  - (7) 受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - (8) 受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合
  - (9) 1の規定により特定監理団体の認定が取り消された場合
- 3 国土交通大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第5の4で規定する企業単独型受入造船企業の企業単独型適正監理計画の認定を取り消すものとする。
- (1) 企業単独型受入造船企業が第5の4の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
  - (2) 企業単独型受入造船企業が適正監理推進協議会から脱退した場合
  - (3) 企業単独型受入造船企業が第5の4(1)の要件のいずれかを満たさなくなった場合
  - (4) 第5の4(7)及び(8)のいずれかを満たさなくなった場合
  - (5) 企業単独型受入造船企業が不正の手段により第5の4の認定を受けたことが判明した場合
  - (6) 第9の17の措置を講じたにもかかわらず企業単独型受入造船企業において必要な改善が認められない場合
  - (7) 企業単独型受入造船企業が第9の18の国土交通大臣による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
  - (8) 企業単独型受入造船企業が第9の19の指示に従わない場合
  - (9) 企業単独型受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - (10) 企業単独型受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合
- 4 2又は3の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業が認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を実施することが適当でないとき、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の認定を取り消すことができる。
- 5 国土交通大臣は、1から4までの認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。
- 6 1から3までの規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、国土交通大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて受入れの停止の指示を行うことができる。

#### 第14 関係機関に対する報告

- 1 特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければならない。
- (1) 外国人造船就労者が造船特定活動を終了し、帰国した場合
  - (2) 適正監理計画に即した造船特定活動が実施されていないことが判明した場合
  - (3) 造船特定活動の継続が不可能となった場合
  - (4) 受入造船企業が第5の2(1)から(3)まで、及び(6)の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
  - (5) 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - (6) 監理許可の取消し等を受けた場合
  - (7) 受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為又は実習認定の取消し等の問題を知ったとき

- 2 特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局に報告するものとする。
  - (1) 国土交通大臣により特定監理団体の認定を受けた場合
  - (2) 国土交通大臣により適正監理計画の認定を受けた場合
  - (3) 国土交通大臣により特定監理団体の認定を取り消された場合
  - (4) 国土交通大臣により適正監理計画の認定を取り消された場合
- 3 特定監理団体は、当該団体が監理する外国人造船就労者受入事業の実施状況について、必要に応じ、受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。
- 4 企業単独型受入造船企業は、次に掲げる場合には、速やかに国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければならない。
  - (1) 外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了し、帰国した場合
  - (2) 企業単独型適正監理計画に即した企業単独型造船特定活動が実施されていないことが判明した場合
  - (3) 企業単独型造船特定活動の継続が不可能となった場合
  - (4) 企業単独型受入造船企業が第5の4(1)から(3)まで、及び(6)の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
  - (5) 企業単独型受入造船企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - (6) 企業単独型受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合
- 5 企業単独型受入造船企業は、次に掲げる場合には、速やかに当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局に報告するものとする。
  - (1) 国土交通大臣により企業単独型適正監理計画の認定を受けた場合
  - (2) 国土交通大臣により企業単独型適正監理計画の認定を取り消された場合
- 6 企業単独型受入造船企業は、当該企業単独型受入造船企業が実施する外国人造船就労者受入事業の状況について、必要に応じ、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

## 附 則

### 第1 施行期日

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4、第5、第13及び第14の規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に第4の2の規定により認定を受けた特定監理団体、第5の2の規定により認定を受けた適正監理計画及び第5の4の規定により認定を受けた企業単独型適正監理計画に基づき就労を開始している外国人造船就労者については、平成35年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

### 第2 見直し

国土交通大臣は、外国人造船就労者受入事業の実施状況、技能実習制度の見直しの状況等を勘案し、本告示について必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則（平成29年国土交通省告示第946号）

- 1 この告示は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の外国人造船就労者受入事業に関する告示（以下「旧告示」という。）第5の1若しくは第5の3の規定による申請若しくは第5の5の規定による認定に係る申請がなされ、又は旧告示第5の2若しくは第5の4の規定（第5の6において準用する場合を含む。）により認定を受けている適正監理計画若しくは企業単独型適正監理計画に基づき平成30年3月31日までに就労を開始する外国人造船就労者については、この告示による改正後の外国人造船就労者受入事業に関する告示第5の2（4）又は第5の4（4）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年国土交通省告示第514号）

この告示は、令和元年9月6日から施行する。

別表第1 (表に掲げる職種は、造船事業者が実習実施者である場合に限る。)

職種名	作業名
建具製作	木製建具手加工作業
とび	とび作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
塗装	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接	手溶接
	半自動溶接
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業

別表第2

造船特定活動、企業単独型造船特定活動に係る不正行為	
1	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	1から3までに掲げるもののほか、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の人権を著しく侵害する行為
5	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（3及び4に該当する行為を除く。）
7	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人造船就労者との間で入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（5に該当する行為を除く。）
8	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施する行為（5に該当する行為を除く。）
9	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の行方不明者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）
10	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（1、3及び4に該当する行為を除く。）
12	特定監理団体において、造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入

	造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
13	特定監理団体において、第6の1(4)の就労状況の確認を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の1(2)の就労状況の確認を怠る行為
14	特定監理団体において、第6の1(5)の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の1(3)の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為
15	受入造船企業において、第6の2及び3の特定監理団体への届出を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の2及び3の適正監理推進協議会への届出を怠る行為
16	特定監理団体において、第8の3の適正監理推進協議会への報告を怠る行為
17	特定監理団体において、第9の1又は4の監査を行わず、若しくは報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第9の11又は13の確認を行わず、若しくは報告を怠る行為
18	受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合、実習認定の取消し等を受けた場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
19	特定監理団体において、造船特定活動に関して収益を得てあつせんを行う行為
20	特定監理団体又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為
21	受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
22	特定監理団体において、外国人造船就労者が造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
23	特定監理団体が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合又は監理許可の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船企業が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為